

1 開催日時

令和4年1月20日（木）18:00～

2 開催場所

宇部市港町庁舎 3階会議室

3 議 題

- ・議案第1号 児童生徒に最適な教育環境を提供するための、学校のあるべき姿と現状及びあるべき姿の実現に向けての取組方針について
- ・議案第2号 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の制定について
- ・その他の事項
  - 第2期教育振興基本計画の策定について
  - 寄付の報告について

## 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

### (設置)

第1条 宇部市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模及び適正配置に関する計画（以下「計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、計画の策定について必要な事項を調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者
- (3) 小中学校の教職員を代表する者
- (4) 地域組織を代表する者
- (5) 公募により選出した者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

児童生徒に最適な教育環境を提供するための、学校のあるべき姿と現状及びあるべき姿の実現に向けての取組方針

### あるべき姿

児童・生徒が、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模のもとで、小中一貫教育を完全実施し、義務教育9年間を通した子どもたちの確かな学び(健やかな成長)を保障する

#### 【理想形】

・子どもの社会性を育むことが出来る集団規模を確保しつつ、小中学校が、校区の中心にあり、同一敷地又は隣接地に小中学校がある義務教育学校の設置

#### 【参考】国の動向

- 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定（H27年1月）  
・望ましい学級数の考え方などの指針を提示。
- 義務教育学校及び小中一貫型小中学校の制度化（H28年4月）
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（R3年1月中教審答申）  
・児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた学校運営について提言  
（義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進や地域の実情に応じた適正規模・適正配置の推進等）

### 現状(問題点)

#### 集団規模

#### ■小規模校

##### 【小学校】

- ・全学年でクラス替えが出来ない規模（5校）：岬・見初・鵜ノ島・厚東・船木
- ・複式学級が存在する規模（4校）：二俣瀬・小野・吉部・万倉（完全複式学級）

##### 【中学校】

- ・全学年でクラス替えが出来ない規模（1校）：厚東川
- ・クラス替えが出来ない学年が存在する規模（1校）：楠

#### (児童生徒の学習・生活面)

- 一人ひとりの学習状況などの把握がしやすく決め細やかな指導が行いやすい。
- 学習や行事等で意見や感想を発表できる機会や、リーダーを務める機会が多く、責任感ややりがいの醸成につながる。
- 反面、集団生活の中での、多様な考え方に触れる機会や学びあいの場が少なく、切磋琢磨することでの意欲や成長が引き出されにくい。
- 児童生徒が相互に学びあう活動を充実させることが出来る。
- 反面、クラス替えが出来ず、人間関係が固定化し悪化すると修復が難しくなる。また、集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験をつみにくく社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい。
- 異なる学年の体験的な学習や校外学習を機動的に行うことが出来る。
- 反面、運動会や音楽活動の合奏や合唱のような、集団活動の実施に制限が生じやすく、クラブ活動や児童会などの設置が限定され、選択の幅が狭まる。

#### (学校の運営面)

- 運動場や特別教室などに比較的余裕があり活用しやすい。
- 反面、教職員が少なくバランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が難しい。また、教職員の切磋琢磨する環境も作りにくい。

#### ■適正規模校

##### 【小学校】

- ・12～18学級(10校)：琴芝・神原・新川・藤山・厚南・原・常盤・小羽山・西宇部・川上

##### 【中学校】

- ・6学級～18学級(10校)：東岐波・西岐波・常盤・上宇部・神原・桃山・藤山・厚南・川上・黒石

○現時点ではクラス替えも可能な適正規模であるが、数年後には小規模校に移行していく学校も存在している。

## ■大規模校

### 【小学校】

・18学級以上(5校)：東岐波・西岐波・恩田・上宇部・黒石

### 【中学校】

・18学級以上：なし

○標準規模は超えているが、文科省が示す大規模校基準(25学級以上)を越える学校はなく、児童生徒の学習面・生活面や学校運営面も概ね安定している。

○適正規模校同様に将来的には児童生徒数の減少が見込まれるが、黒石小・中は、児童生徒数は増加傾向にある。また、恩田小は6年後も23学級であり、近隣の学校規模との差が生じている。

## 小中一貫教育

①進学先の中学校が分かれる小学校では、進学する中学校によってめざす子ども像などの取り組みが異なるため、系統的な教育が難しく、小中一貫教育の目的である、進学時の不安の解消や学習面の効果が弱まる。

(対象校：常盤小・琴芝小・鶉ノ島小・上宇部小・厚東小)

②中学校に接続する小学校が多いほど、児童生徒間、教職員間の直接的な交流や乗り入れ授業の実施は難しくなる。

③小規模校では、教員数の一人当たりの担当授業時間数が多くなるため、学校間交流に出向く時間を取ることが難しい。また、教科担任制の導入や、中学校教員の小学校乗り入れ等の実施が難しい。

④小学校と中学校との距離が離れている場合は、児童生徒間、教職員間の交流をする際、移動時間がかかることなどの理由から実施が難しい。

## あるべき姿の実現に向けて(あるべき姿と現状のギャップの解消)

○一定の集団規模を確保していくため適正規模基準を定め適正配置を推進していく

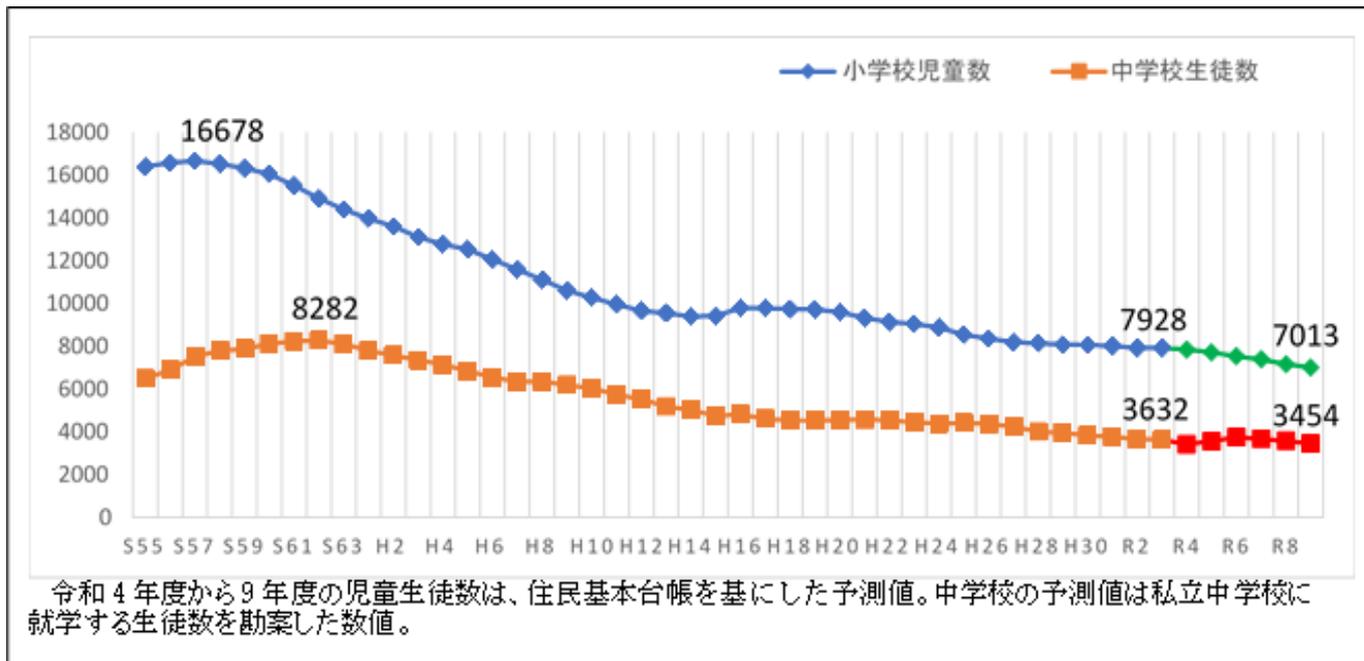
・一定の集団規模：クラス替えが出来る1学年2学級以上が望ましい

(1) 小学校・・・原則12学級から18学級

(2) 中学校・・・原則9学級から18学級

まずは複式学級の解消、また、全学年が単式学級の学校は1学年2学級を目指す。(対象校は令和9年度の児童生徒数見込みから)

○小中一貫教育を推進するため、小中ブロックを見直し、確定した上で、進学先が分かれる小学校の解消を図る。(将来的に学校選択制は廃止)また、近接する小中学校や統合後も小規模が継続する学校では義務教育学校の設置も検討。



本市の児童・生徒数は、昭和58年（1983年）の24,343人をピークに減少し、令和3年度（2021年度）は11,560人となり、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少しており、完全複式学級が4校、全ての学年でクラス替えが出来ない単学級の学校が5校となっている。

住民基本台帳を基にした児童・生徒数の推計では、令和9年（2027年）には10,467人とピーク時と比較して約57%減少することが予想される。

◆令和9年度の学級数と児童・生徒数予測

小学校名（児童数）					校数	学級数	校数	中学校名（生徒数）		
				小野 (8)	1	2	0			
	万倉 (21)	二俣瀬 (17)		吉部 (15)	3	3	2	厚東川 (43)	楠 (84)	
					0	4	0			
					0	5	0			
岬 (121)	船木 (103)	鵜ノ島 (93)	見初 (83)	厚東 (52)	5	6	1	川上 (183)		
					0	7	0			
				神原 (187)	1	8	1	神原 (224)		
					0	9	1	東岐波 (263)		
				西宇部 (245)	1	10	0			
			川上 (285)	小羽山 (256)	2	11	1	藤山 (317)		
			新川 (348)	原 (314)	2	12	0			
					0	13	3	厚南 (424)	桃山 (397)	上宇部 (413)
					0	14	0			
				常盤 (443)	1	15	1	黒石 (480)		
			東岐波 (463)	琴芝 (424)	2	16	1	西岐波 (488)		
				藤山 (469)	1	17	1	常盤 (538)		
					0	18	0			
			西岐波 (525)	厚南 (548)	2	19	0			
				上宇部 (623)	1	20	0			
					0	21	0			
					0	22	0			
			黒石 (721)	恩田 (649)	2	23	0			

寄 附 (12月分)

令和4年1月20日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和3年12月7日	匿 名	3,000 円	小・中学校教育資金 として  (平成24年度から通算116回目)
令和3年12月20日	株式会社 ミウラ化学 代表取締役社長 山田 良三	1,000,000 円	「宇部市奨学基金」への寄附として